

2023年3月23日

新潟青陵大学学長

新潟青陵大学短期大学部学長

## 1. 基本理念

新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部(以下本学)は、国連「障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法(昭和45年法律第84号)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」を遵守し、障がいのある学生を障がいを理由として差別することなく、すべての学生に質の高い教育とその機会を保障することを基本理念とする。

## 2. 基本方針

基本理念に従い、下記を基本方針とする。

- (1) 本学教職員は障がい学生が高い教養と専門的能力を培うための修学機会を提供する。
- (2) 本学教職員は障がい学生が本学での修学および学生生活において不利益を受けないよう配慮する。
- (3) 障がい学生に対する支援は個別具体的に検討し、本人、必要時保証人との合意形成及び共通理解を図り、提供する。
- (4) 障がい学生と関わる本学教職員は予め本人の同意を得た場合かつ正当な理由がある場合、適切な配慮を行うために必要な情報を学内外の授業担当者、各部署担当者間で共有する。この際、守秘義務を遵守し、関係する者以外が障がい学生の情報を知ることのないように厳密に情報を管理する。

## 3. 障がい学生と合理的配慮の定義

### (1) 障がい学生

障がい学生とは、心身の機能に障がい(身体障がい、視覚障がい、聴覚障がい、病弱・虚弱、精神障がい、発達障がい、難病に起因する障がい等)があり、社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にある本学学生をいう。

### (2) 合理的配慮

障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、か

つ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

#### 4. 合理的配慮に基づく支援

本学は、障がい学生及び入学希望者から配慮を希望する意思表示および障がいの根拠となる資料等の提出があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がい学生および入学希望者に不利益が被らないよう修学上又は受験上必要な合理的配慮を行う。

#### 5. 相談、支援

- (1) 障がい学生からの相談に応じ、支援を担当する部署として障がい学生支援室を設置する。
- (2) 各学部学科・研究科、関係各部署は障がい学生支援室と連携、協力して適切な支援を実施する。
- (3) 入学希望者から入学試験時、および入学後の配慮に関する相談があった場合は、入試広報課、両大学入試委員長が対応し、必要時障がい学生支援室に相談する。また、入学後の配慮に関する相談は、入学希望者の求めに応じて入試広報課、両大学入試委員長を通じて各学部学科・研究科に相談することもできる。
- (4) 本学で提供する支援の範囲は以下とする。入学希望者への支援は①とし、障がい学生への支援は②～⑥とする。
  - ① 入学試験の配慮
  - ② 修学支援
  - ③ 学内での生活支援
  - ④ キャリア支援
  - ⑤ 課外活動支援
  - ⑥ その他、各学部学科・研究科が必要と認める支援

#### 6. 支援に関する情報の周知および研修の実施

本学は、本学が実施する合理的配慮に基づく支援に係る情報を学内、学外に周知する。障がい学生に対する支援の質の向上を高めるために全ての教職員を対象とする研修等を行う。

<障がい学生にかかわる組織、及び合理的配慮実施のためのガイドライン> 別紙